

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 岐阜県
(氏名) A

上記被審人に対する平成27年度(判)第11号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金382万5000円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年10月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年8月27日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、自己の計算において

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社C&Gシステムズ(以下「C&Gシステムズ」という。)の株式につき、平成25年10月16日午前10時32分頃から同月25日午後1時57分頃までの間、8取引日において、5回にわたり、B証券株式会社(以下「B証券」という。)を介し、大口の下値買い注文を入れるなどの方法により、同株式合計10万9400株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計5万6400株を買い付ける一方、同株式合計6万5700株を売り付けるなどし
- (2) 東京証券取引所マザーズ市場に上場されているビリングシステム株式会社(以下「ビリングシステム」という。)の株式につき、同年11月6日午前9時14分頃から同日午前9時19分頃までの間、B証券を介し、前記同様の方法により、同株式合計1700株の買付けの委託を行うとともに、同株式を100株買い付ける一方、同株式合計600株を売り付けるなどし
- (3) 前記C&Gシステムズの株式につき、平成26年3月3日午前9時24分頃から同月12日午前11時2分頃までの間、8取引日にわたり、B証券を介し、前記同様の方法により、同株式合計9万3800株の買付けの委託を行うとともに、同株式9万5400株を買い付ける一方、同株式合計10万2700株を売り付けるなどし

もってC&Gシステムズ及びビリングシステム各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

1. C&Gシステムズ

平成25年10月16日～平成25年10月25日

(単位；株)

番号	違反行為期間		委託株数		売買株数	
	(始期)	(終期)	売付	買付	売付	買付
①	平成25年10月16日 午前 10時32分 頃	～ 10月17日 午前 10時32分 頃	0	56,900	33,100	29,600
②	平成25年10月17日 午前 10時54分 頃	～ 10月22日 午前 9時52分 頃	0	10,100	10,300	8,800
③	平成25年10月23日 午前 10時08分 頃	～ 10月23日 午前 10時21分 頃	0	17,600	10,100	9,100
④	平成25年10月23日 午後 1時57分 頃	～ 10月24日 午前 9時56分 頃	0	18,200	8,600	6,700
⑤	平成25年10月25日 午後 1時51分 頃	～ 10月25日 午後 1時57分 頃	0	6,600	3,600	2,200
合計			0	109,400	65,700	56,400

2. ビリングシステム

(単位；株)

違反行為期間		委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)	売付	買付	売付	買付
平成25年11月6日 午前 9時14分 頃	～ 11月6日 午前 9時19分 頃	0	1,700	600	100

3. C&Gシステムズ

平成26年3月3日～平成26年3月12日

(単位；株)

違反行為期間		委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)	売付	買付	売付	買付
平成26年3月3日 午前 9時24分 頃	～ 3月12日 午前 11時02分 頃	0	93,800	102,700	95,400

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、第185条の7第15項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法第174条の2第1項の規定により、各違反行為に係る課徴金の額は

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

(3) 被審人は、各違反行為が開始された日から遡り5年以内に、法第185条の15第1項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあるので、法第185条の7第15項の規定により、上記(2)により算定した額に代えて、当該額の1.5倍に相当する額を算定。

(4) 上記(3)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 「C&Gシステムズ」について

(1) 番号①について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、33,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量29,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,090円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量3,600株を加えた33,200株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(33,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,060円 \times 2,100株 + 1,069円 \times 400株 + 1,070円 \times 600株 \\ & + 1,071円 \times 1,300株 + 1,072円 \times 1,800株 + 1,073円 \times 1,500株 \\ & + 1,074円 \times 200株 + 1,075円 \times 2,200株 + 1,076円 \times 100株 \\ & + 1,078円 \times 400株 + 1,079円 \times 1,300株 + 1,080円 \times 1,300株 \\ & + 1,082円 \times 200株 + 1,083円 \times 200株 + 1,084円 \times 100株 \\ & + 1,085円 \times 2,300株 + 1,086円 \times 900株 + 1,087円 \times 300株 \\ & + 1,090円 \times 1,600株 + 1,097円 \times 700株 + 1,100円 \times 13,600株) \\ - & (1,053円 \times 400株 + 1,054円 \times 1,600株 + 1,075円 \times 1,300株 \\ & + 1,076円 \times 200株 + 1,077円 \times 100株 + 1,078円 \times 100株 \\ & + 1,079円 \times 200株 + 1,080円 \times 11,800株 + 1,082円 \times 200株 \\ & + 1,084円 \times 900株 + 1,085円 \times 2,500株 + 1,087円 \times 900株 \\ & + 1,089円 \times 4,200株 + 1,090円 \times 3,800株 + 1,091円 \times 300株 \\ & + 1,092円 \times 200株 + 1,093円 \times 100株 + 1,094円 \times 1,000株 \\ & + 1,095円 \times 1,000株 + 1,096円 \times 2,300株) \end{aligned}$$

$$=105,600円$$

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (33,200 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (33,100 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (1,220 円) に当該超える数量 100 株 (33,200 株 - 33,100 株) を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(1,220 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (1,054 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 16,600 \text{ 円}$$

の合計額 122,200 円となり、法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨て、120,000 円となる。

さらに、法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の 1.5 倍に相当する額

$$(120,000 \text{ 円} \times 1.5) = 180,000 \text{ 円となる。}$$

(2) 番号②について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,300 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 8,800 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (1,070 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,600 株を加えた 10,400 株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (10,300 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,076 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 1,078 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 1,088 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 1,089 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,160 \text{ 円} \times 6,800 \text{ 株} \\ - & (1,070 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 1,080 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 1,081 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ & + 1,138 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,139 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} + 1,140 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} \\ & + 1,147 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,148 \text{ 円} \times 4,600 \text{ 株} \\ = & 132,100 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（10,400株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（10,300株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（1,190円）に当該超える数量100株（10,400株－10,300株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(1,190 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (1,148 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 4,200 \text{ 円}$$

の合計額136,300円となり、法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨て、130,000円となる。

さらに、法第185条の7第15項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の1.5倍に相当する額

$$(130,000 \text{ 円} \times 1.5) = 195,000 \text{ 円となる。}$$

(3) 番号③について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、10,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量9,100株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（1,101円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量1,100株を加えた10,200株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（10,100株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,103 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,110 \text{ 円} \times 9,100 \text{ 株}) \\ & - (1,101 \text{ 円} \times 3,200 \text{ 株} + 1,102 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 1,103 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株}) \\ & = 73,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（10,200株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（10,100株）を超えていることから、当該違反行為が終了してか

ら1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,115円)に当該超える数量100株(10,200株-10,100株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(1,115円 \times 100株) - (1,103円 \times 100株) = 1,200円$$

の合計額74,800円となり、法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨て、70,000円となる。

さらに、法第185条の7第15項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の1.5倍に相当する額

$$(70,000円 \times 1.5) = 105,000円 \text{となる。}$$

(4) 番号④について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量6,700株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,063円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた8,700株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(8,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,050円 \times 500株 + 1,069円 \times 2,000株 + 1,070円 \times 1,000株 \\ & + 1,088円 \times 1,000株 + 1,089円 \times 4,100株) \\ - & (1,063円 \times 2,500株 + 1,064円 \times 600株 + 1,066円 \times 500株 \\ & + 1,076円 \times 1,700株 + 1,077円 \times 500株 + 1,078円 \times 400株 \\ & + 1,079円 \times 2,400株) \\ = & 68,500円 \end{aligned}$$

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(8,700株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(8,600株)を超えていることから、当該違反行為が終了してか

ら1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,094円)に当該超える数量100株(8,700株-8,600株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(1,094円 \times 100株) - (1,080円 \times 100株) = 1,400円$$

の合計額69,900円となり、法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨て、60,000円となる。

さらに、法第185条の7第15項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の1.5倍に相当する額

$$(60,000円 \times 1.5) = 90,000円となる。$$

(5) 番号⑤について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、3,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量2,200株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,021円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量1,500株を加えた3,700株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(3,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(1,029円 \times 1,500株 + 1,030円 \times 2,100株) - (1,021円 \times 3,600株) \\ = 30,900円$$

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(3,700株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(3,600株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,074円)に当該超える数量100株(3,700株-3,600株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除し

た額

$$(1,074 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (1,021 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) = 5,300 \text{ 円}$$

の合計額 36,200 円となり、法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨て、30,000 円となる。

さらに、法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の 1.5 倍に相当する額

$$(30,000 \text{ 円} \times 1.5) = 45,000 \text{ 円となる。}$$

2. 「ビリングシステム」について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (16,640 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 500 株を加えた 600 株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (600 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(17,000 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) - (16,640 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) = 216,000 \text{ 円}$$

及び

イ 当該超える数量が 0 株であることから、0 円

の合計額 216,000 円となり、法第 176 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨て、210,000 円となる。

さらに、法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、上記により算定した額の合計に代えて、当該額の 1.5 倍に相当する額

$$(210,000 \text{ 円} \times 1.5) = 315,000 \text{ 円となる。}$$

3. 「C&Gシステムズ」について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、102,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 95,400 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時にお

ける価格（887 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,700 株を加えた 114,100 株である

ことから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（102,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(830 円×5,000 株+870 円×1,000 株+878 円×1,000 株
+880 円×2,000 株+886 円×2,000 株+887 円×1,600 株
+889 円×1,400 株+890 円×6,600 株+899 円×4,000 株
+900 円×13,200 株+903 円×200 株+904 円×600 株
+905 円×200 株+910 円×1,000 株+912 円×100 株
+913 円×100 株+917 円×1,000 株+920 円×1,800 株
+926 円×600 株+927 円×900 株+928 円×1,000 株
+929 円×1,000 株+932 円×1,000 株+933 円×1,300 株
+935 円×1,000 株+936 円×1,500 株+937 円×1,000 株
+940 円×1,500 株+941 円×300 株+942 円×1,200 株
+950 円×9,900 株+951 円×3,900 株+952 円×1,500 株
+953 円×2,100 株+954 円×600 株+961 円×300 株
+962 円×500 株+963 円×200 株+980 円×4,200 株
+990 円×300 株+1,000 円×700 株+1,001 円×300 株
+1,002 円×700 株+1,011 円×100 株+1,012 円×600 株
+1,013 円×300 株+1,015 円×1,000 株+1,027 円×1,100 株
+1,030 円×5,300 株+1,031 円×700 株+1,039 円×500 株
+1,040 円×3,900 株+1,041 円×400 株+1,042 円×200 株
+1,043 円×300 株+1,044 円×200 株+1,045 円×100 株
+1,046 円×700 株+1,050 円×4,300 株+1,051 円×1,100 株
+1,052 円×100 株+1,060 円×1,500 株)

— (866 円×1,000 株+869 円×600 株+870 円×1,500 株
+872 円×100 株+873 円×600 株+874 円×800 株
+875 円×1,700 株+876 円×700 株+877 円×600 株
+878 円×7,800 株+879 円×200 株+882 円×400 株
+884 円×2,100 株+885 円×1,700 株+887 円×21,000 株
+888 円×1,900 株+890 円×7,000 株+907 円×1,000 株

+909 円×200 株+910 円×3,100 株+911 円×1,800 株
+919 円×1,600 株+920 円×400 株+925 円×2,000 株
+926 円×1,100 株+927 円×400 株+932 円×100 株
+933 円×900 株+934 円×800 株+935 円×9,200 株
+944 円×8,500 株+946 円×900 株+947 円×100 株
+969 円×300 株+970 円×3,900 株+971 円×300 株
+1,017 円×500 株+1,018 円×3,100 株+1,020 円×3,000 株
+1,026 円×400 株+1,027 円×1,100 株+1,028 円×400 株
+1,029 円×1,300 株+1,030 円×2,600 株+1,038 円×1,300 株
+1,040 円×400 株+1,041 円×800 株+1,049 円×500 株
+1,050 円×1,000 株)

=1,938,400 円

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量
(114,100 株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け
等の数量(102,700 株)を超えていることから、当該違反行為が終了してか
ら1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の
売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価
格(850 円)に当該超える数量11,400 株(114,100 株-102,700 株)を乗じ
て得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した
額

(850 円×11,400 株)

- (822 円×500 株+823 円×1,300 株+824 円×3,200 株
+880 円×2,000 株+881 円×1,400 株+882 円×3,000 株)

=-67,100 円となることから、0 円

の合計額1,938,400 円となり、法第176条第2項の規定により、1万円未満
の端数を切り捨て、1,930,000 円となる。

さらに、法第185条の7第15項の規定により、上記により算定した額の
合計に代えて、当該額の1.5倍に相当する額

(1,930,000 円×1.5) =2,895,000 円となる。

4. 上記1ないし3により算定した額の合計

(180,000 円+195,000 円+105,000 円+90,000 円+45,000 円+315,000 円
+2,895,000 円) =3,825,000 円となる。